

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益社団法人 日本地球惑星科学連合 法人番号8010005013468	出展料	324,000		平成30年5月24日		公社	国所管
公益社団法人 日本地球惑星科学連合 法人番号8010005013468	学会参加費	158,760		平成30年5月28日		公社	国所管
公益社団法人 日本気象学会 法人番号6010005003710	論文掲載料	216,000		平成30年6月21日		公社	国所管
公益社団法人 日本地球惑星科学連合 法人番号8010005013468	出展料	325,080		平成30年7月2日		公社	国所管
公益社団法人 日本気象学会 法人番号6010005003710	論文掲載料	108,540		平成30年7月13日		公社	国所管
公益社団法人 日本気象学会 法人番号6010005003710	論文掲載料	108,000		平成30年9月10日		公社	国所管

(注)この他、会費支出として、「平成30年度第2四半期における公益法人等への会費支出の状況」の表のNo.3の支出の一部が該当する。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。